

神戸市立大池中学校いじめ防止基本方針[R5.4月1日 改訂]

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立大池中学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本的な姿勢として、次の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

○神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行います。

○生徒、教職員の人権感覚を高めます。

○生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題の早期解決を目指します。

○いじめ問題について、保護者、地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは・・・

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」をうけた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場で事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 本校の教員の姿勢

- ・生徒一人ひとりを大切にし、お互いの信頼関係を深める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や指導等の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員が持ち、様々な活動を通して生徒に示す。
- ・教職員自身の人権感覚を磨き、生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・問題を一人で対処せず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・教職員は、保護者その他と連携を図りつつ、いじめの防止と早期発見に努める。

3 校内体制について

(1) 大池中学校いじめ問題対策委員会を設置する。構成は、校長、教頭、学年総務、生徒指導部長、学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関する事や、相談内容の把握を行う。

- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議する。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

4 いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できる学級づくりを行う。
- ・学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・すべての教育活動を通じて、思いやりの心や命の大切さを感じる心を育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりは「いじめ」につながることや、「いじめ」を教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめのアンケート調査を学期に一回以上実施し、その結果を教職員全体で共有する。
- ・いじめチェックリスト等を活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭を中心に、全教職員で教育相談体制の充実を図る。
- ・校内研修等を通じ「いじめ」についての理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的にいじめ問題について考え議論することで「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域について>

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐ学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携の深まりが大切であることを各種保護者会、学校だより、地域の会合等で伝えて、理解と協力を得る。

5 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・日々から担任と生徒が安心して相談できる関係づくりに努める。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行う。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の悩み等について共に解決していく姿勢を示す。
- ・教職員は、問題の発生を予防したり児童生徒の適応や自己成長を援助したりする「育てる教育相談」の考え方を理解し実践していくため、スキル演習を通してその基本的な考え方や実際の手法を学ぶ。

6 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることを相談する大切さを生徒に伝えていく。
- ・相談を受けた教員は管理職に報告するとともに、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決を目指す。
- ・再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者への支援、いじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ・状況により教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携し対応する。

7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。
- ・特別な支援を必要とする生徒に対して保護者と連携し、必要な支援を行い、いじめの未然防止に努める。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応と関係機関との連携

- ・利用に関するマナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・その危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発するとともに、情報モラル教育推進のため、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・いじめを認知した場合は書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、犯罪行為が認められる等、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

9 校種間との連携

- ・幼・小・中・高・特別支援学校間の連携により、生徒の情報の共有に努める。
- ・校区内の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」を活用し、いじめの問題に向き合う姿勢を共有する。

10 保護者・地域との連携

- ・保護者、PTA 組織や学校運営協議会、また地域や校区内の小学校と連携して、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・PTA や地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

11 いじめ事案への対応について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をとる。
- ・保護者に対し発生した事実と今後の体制について説明をし、理解を得る努力をする。

- ・いじめられた生徒を守るため全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・中長期的な視点でも生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて指導する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

1 2 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・重大事態の発生を真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

1 3 その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組の結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、大池中学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しを進め、適切に改訂を行う。